

相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年相模原市条例第36号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(延滞金の減免)

第2条 条例第3条第3項の規定による延滞金の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 諸収入金を納付すべき者(以下「納付義務者」という。)が災害又は盗難により被害を受け、やむを得ない事情があると認められるとき。
- (2) 納付義務者が死亡し、又は法令の規定により身体を拘束された場合において、納付することができない事情があると認められるとき。
- (3) 納付義務者が解散した法人又は破産手続開始の決定を受けた者で、やむを得ない事情があると認められるとき。
- (4) 納付義務者が納入通知書等の送達の実を全く知ることができない正当な理由があると認められるとき。
- (5) 納付義務者の責めに帰さない理由により、諸収入金の額が変更されたとき。
- (6) 納付義務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。
- (7) 納付義務者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けているとき。
- (8) 納付義務者又はその者と生計を一にする親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。
- (9) 納付義務者がその事業について甚大な損失を受け、やむを得ない事情があると認められるとき。
- (10) 納付義務者が失業等により無収入となり、将来その資力が回復する見込みがないと認められるとき。
- (11) 前各号に掲げる場合との均衡上市長が減額又は免除の必要があると認めるとき。

2 前項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者(以下「申請者」

という。)は、延滞金減免申請書に減額又は免除を受けようとする事由を証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、当該申請書又は当該添付すべき書類の提出を省略することができる。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその適否を決定し、延滞金の減額又は免除を、行うときは延滞金減免決定通知書により、行わないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(様式)

第3条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。